

(2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、
ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。）

8,600.00トン(うち8,600.00トン)

(3) その他用

1,847.15トン(うち1,575.15トン)

3 通関期限 令和7年3月31日

第2 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和6年度のでん粉等の関税割当てについて（令和6年3月11日付け5輸国第4471号関税割当公表第81号）によるものとする。